

新旧対照表

○神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（第2条関係）

新	旧
<p>第1条～第28条（略） （特別特定建築物に追加する特定建築物） 第29条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに同条第6項の許可を受けた建築物（次条各号において「仮設建築物」という。）を除く。 （1）～（3）（略） 第30条～第36条（略）</p>	<p>第1条～第28条（略） （特別特定建築物に追加する特定建築物） 第29条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに同条第5項の許可を受けた建築物（次条各号において「仮設建築物」という。）を除く。 （1）～（3）（略） 第30条～第36条（略）</p>